

# 平成25年度事業計画書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

## 1 事業目的

この法人は、人口の高齢化と若年労働力の減少する社会にあつて、勤労者特に高齢者の活性化を通じ、社会の活力と経済の維持、発展に寄与することを目的とします。

## 2 事業内容

この法人は、上記の事業目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 勤労意欲のある者への就労の支援を目的とする事業。
- (2) 高齢者の再就職を促進するための労働者派遣事業。
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

前項の事業については、日本全国で行うものとしします。

## 3 事業内容の具体的内容

- (1) 勤労意欲のある者への就労の支援を目的とする事業。

\* 公益目的事業として行ないます。

1、50歳以上の人を対象に、定年まで及び定年後の就業をイメージし、これまでの職業経験の整理と、これを基にしたキャリア開発「自己発見研修会」を年3回以上実施します。

2、主に「自己発見研修会」を受講した定年前の56歳及び58歳者に対し、この研修会で自ら立てた計画の進捗状況確認と、新たな問題点の解決を主としたヒアリング&カウンセリングを毎年1回以上実施します。

3、主に「自己発見研修会」を受講し、定年後も就業している者に対し、就業先の責任者と本人の双方に対するヒアリング&カウンセリングを毎年1回以上実施します。内容は、就業先企業が期待している仕事内容に対し、就業者が自分の得意や持ち味を十分に活用出来る状況になっているかを確認します。

- (2) 高齢者の再就職を促進するための労働者派遣事業。

\* 収益事業として行ないます。

原則として上記「自己発見研修会」を修了した者のために、また他の希望者に対し無料の職業紹介事業を行います。

今年度は65歳過ぎ約50名の社員を、これまでの経験を活かせる職場に派遣する予定です。

(3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

主として60歳定年以降の高齢者に対し、年金相談をはじめとした生活設計の相談や助言を行ないます。

オールマエカワの社員を対象とし、本社や守谷工場は随時、また地方にも出かけて行います。

#### 定款の変更の件

既に理事会・評議員会で承認を頂いております新定款内容の一部不具合があり修正及び追加の審議をお願い致します。

#### 該当箇所（原文）

（役員を設置）

第22条 この法人に、次の役員を置く。

2 理事のうち理事長、専務理事を各1名置き、常務理事を1名置くことができる。

3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

附則3 この法人の最初の代表理事（理事長）及び業務執行理事（専務理事）は、次に掲げる者とする。

理事長 前川正雄

専務理事 加茂田信則

となっています。

#### 不具合点

22条3項では

「・・・理事長及び専務理事をもって・・・法律上の代表理事とし・・・」となっているが、附則3では

「・・・最初の代表理事（理事長）及び業務執行理事（専務理事）・・・」となっており専務理事が代表理事に入っていない。

以上が不具合の内容です。

#### 修正案

「第22条」は変更しないで「附則3」を下記のように修正する。

変更前 この法人の最初の代表理事（理事長）及び業務執行理事（専務理事）は、次に掲げる者とする。

理事長 前川正雄  
専務理事 加茂田信則

変更後 この法人の最初の代表理事（理事長、専務理事）は、次に掲げる者とする。

理事長 前川正雄  
専務理事 加茂田信則

以上です。

なお、本件規程は新財団法人への移行が完了した後に適用されるもので、移行登記の完了を停止条件として発効する規程です。

「理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関する規程」制定の件  
この規定は既に新定款に定められているものを単独規程として明文化したものです。

（参考）定款内容

（役員報酬等）

第28条 理事及び監事は、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

となっています。

この単独規定である「理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関する規程」を別紙添付しました（添付資料・4）。

なお、本規程は一般財団法人への移行が完了した後に適用されるもので、移行登記の完了を停止条件として発効する規程です。

#### その他報告事項

25年4月1日の新財団移行日に合わせ、現理事・監事及び評議員全員の移行登記を行いません。

現理事・監事及び評議員の任期は、現在の任期（2年間）がそのまま適用となりますので、25年6月に予定されている次回の理事会・評議員会で改選となります。

以上